

監視機能を有する第三者機関として の消費者委員会の機能強化

(「日本再生重点化措置」要望)

平成23年10月
消費者委員会事務局

消費者委員会とは

1. 消費者委員会の概要

消費者委員会とは、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みとして、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として設置。

委員会には、委員、臨時委員、専門委員を置く。委員は10人以内とし、任期は2年。勤務形態は非常勤。

(所掌事務)

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- (2) 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- (3) 消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2. 消費者委員会の実績 (H21年9月1日～H23年10月10日現在)

- ・ 建 議 6件

「住宅リフォームに関する消費者問題への取り組みについての建議」 (平成23年8月26日)等

- ・ 諮問に対する答申 21件
- ・ 意見書等 19件
- ・ 調査報告書 8件

3. 消費者委員会が抱える喫緊の問題

「建議」「勧告」に向けた体制が極めて脆弱であり、消費者委員会は、監視機能を有する第三者機関としての機能が十分に発揮されていない。

(国会や消費者団体等からの関連意見)

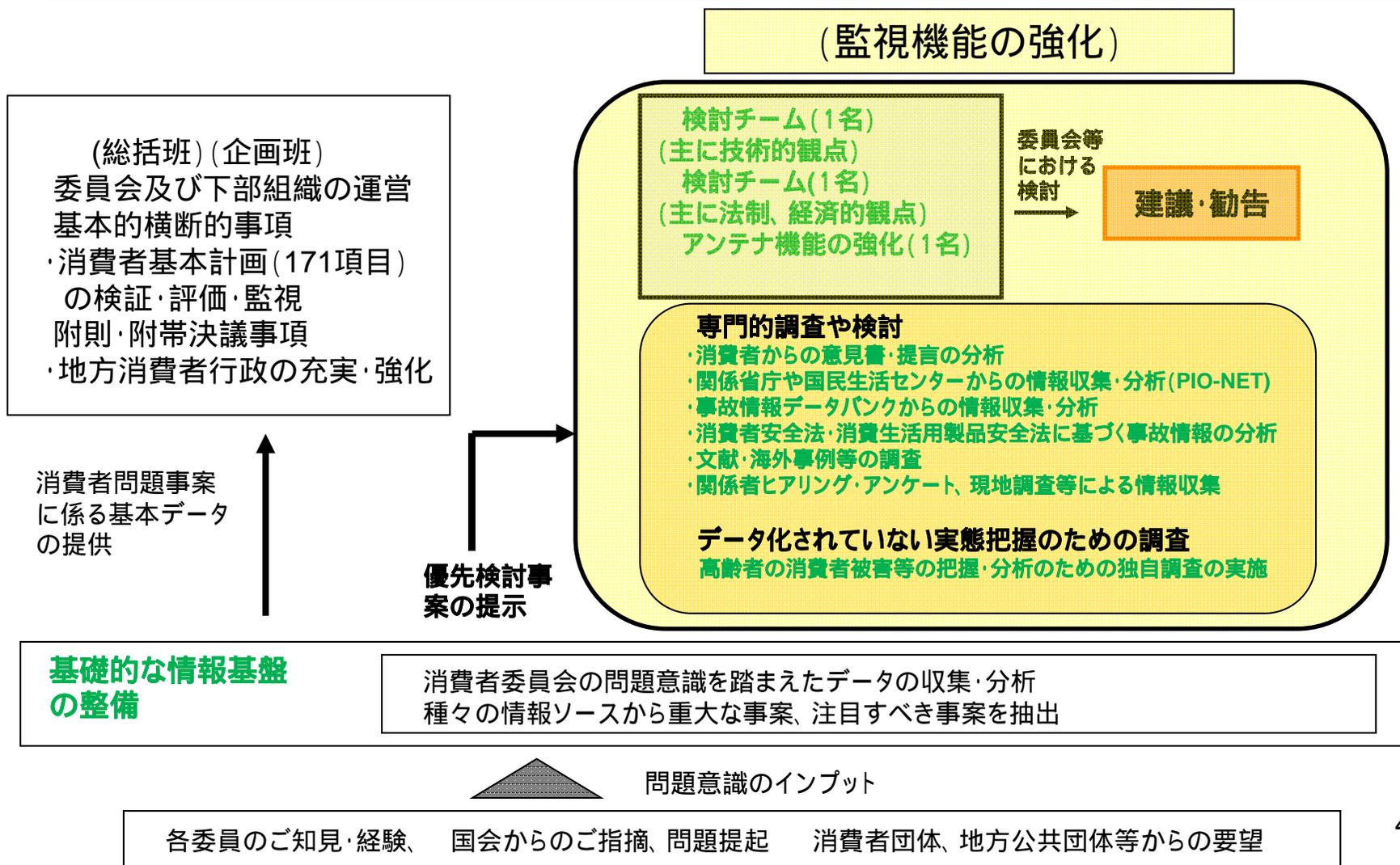
- ・ 消費者委員会に係る来年度の予算概算要求額及び来年度の機構・定員要求案にあっては総定員について今年度比3倍増とすること。(民主党消費者問題議員政策研究会からの荒井大臣への要望)
- ・ 消費者委員会は大きな権限を持っていてその一つが建議であるが、それだけの力を持ちながら何か埋没している感がある。(衆・消費者問題特委での指摘)
- ・ 通常の審議会としての機能は果たしているものの、消費者目線から既存の消費者行政を監視するといった、消費者委員会に期待されている役割を十分果たしていない。(消費者団体からの意見)

「日本再生重点化措置」要望の考え方

国民生活の安定・安全を確保するためには、消費者委員会は、監視機能を有する第三者機関としての機能を十二分に発揮させることが重要。

現状では建議・勧告を行うための予算、定員が不十分であり、これを増強。

(予算28,063千円要望)



消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年六月五日法律第四十八号)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
 - イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項
 - ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ヘ 個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項
 - ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項
- 二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。
- 三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。
- 四 消費者基本法、消費者安全法(第二十条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及び個人情報 の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

消費者安全法 (平成二十一年六月五日法律第五十号)

(消費者委員会の勧告等)

第二十条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

- 2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。